

# 入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する業務の契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 業務内容

- (1) 業務件名及び数量  
大船渡地区職員公舎畳表替修繕 1式
- (2) 業務の仕様その他明細  
別添仕様書による
- (3) 履行期間  
90日間
- (4) 履行場所  
柿ノ木沢合同公舎(大船渡市盛町字柿ノ木沢 20-2)  
中野合同公舎(大船渡市立根町字中野 35-16)  
中野合同宿舎 2号棟管理人室(大船渡市立根町字中野 35-16)

## 2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。なお、(4)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、令和 1・2 年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の建築工事 C 級に登録されている者で、沿岸広域振興局（大船渡地区）の区域に主たる営業所（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく主たる営業所。）を有すること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 役員等（個人である場合のその者、法人である場合の建設業法第 5 条第 3 号に規定する役員等、及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 3 条に規定する使用人をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札日現在において、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

### 3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、一般競争入札参加申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を令和2年8月4日（火）午後5時までに17（2）の場所に提出しなければならない。

また、入札参加者は、提出した書類について沿岸広域振興局長から説明を求められた場合には、説明をしなければならない。

- (2) 入札参加者は、本説明書（仕様書及び別紙契約書案を含む。以下「説明書等」という。）の定めるところにより入札しなければならない。

### 4 資本関係等のある者の参加制限

- (1) 次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して申請書を提出することはできない。なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合  
② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合  
② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合  
③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合  
ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (2) 入札参加者が、(1)の制限を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、14の公正な入札の確保の規定に抵触するものではない。

## 5 入札の方法等

- (1) 1 (1) の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。  
また、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 6 代理入札に関する事項

代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

## 7 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) 宛名は「沿岸広域振興局長」とする。
- (6) 入札参加者の住所・氏名・印(委任された者が入札を行う場合は、委任者の住所・氏名、受任者氏名・印(頭書に「上記代理人」と記載))

## 8 入札、開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和 2 年 8 月 21 日(金)午前 10 時
- (2) 場所 岩手県大船渡市猪川町字前田 6 番地 1  
大船渡地区合同庁舎 4 階 第 3 会議室
- (3) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 9 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除とする。

#### 10 入札への参加

3(1)により提出された書類を審査した結果、入札参加資格を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

#### 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

#### 12 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

#### 13 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。
- (3) 入札執行回数は、3回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切るものとする。

#### 14 公平な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

#### 15 契約成立要件

落札の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

#### 16 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。  
ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部または一部の免除を受けることができる。
- (3) 契約の条項は別添契約書案のとおりとする。

#### 17 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件の業務に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとし、本件の業務が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
〒022-8502 岩手県大船渡市猪川町字前田 6 番地 1  
沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター総務課  
電話番号 0192-27-9931